

税の申告準備は、お早めに！

納付済確認書を送付します

平成30年1月から12月末までに支払われた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、社会保険料として全額控除の対象となります。

対象者には1月下旬に、納付済確認書を送付します。

問合せ／

- 国民健康保険税…
収納管理課 内線2241
- 後期高齢者医療保険料…
保険年金課 内線2470
- 介護保険料…
長寿応援課 内線2453

寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除をはじめ受ける人は、医師が発行する証明書が必要です。

2回目以降の人は、当該年度に作成された介護保険の主治医意見書に「寝たきり状態であること」と「尿失禁発生の可能性があること」の記載があれば、市役所で「おむつ代の医療費控除確認書」を発行することができます。

確認書が必要な場合は、事前にお問い合わせください。

問合せ／長寿応援課 内線2427

障害者控除

対象／身体障害者手帳などの交付を受けている人

▼障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上の要介護認定者で、申請により次の①②の状況であると認められる人も対象となるため、事前にお問い合わせください。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人と同等の障がいの程度であること
- ②療育手帳の交付を受けている人と同等の障がい(認知症の状態にある人を含む)の程度であること

※障害者手帳の交付を受けている人は、重複して控除を受けることはできません。

問合せ／長寿応援課 内線2427

便利なID・パスワードを取得しましょう！

1月からID・パスワードだけで確定申告ができます。

マイナンバーカードやICカードリーダーを持っていなくても、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)を入力してe-Taxで申告ができます。



ID・パスワードの取得方法

最寄りの税務署で約5分で取得できます。
持ち物／運転免許証などの本人確認書類



ID・パスワードでこんなに便利

- 自宅などからパソコン・スマホでかんたん送信(スマホで見やすい専用画面もあります)
- ICカードリーダーが不要
- 源泉徴収票などの添付書類が提出不要(自宅で保管)

平成30年分 所得税・個人消費税の確定申告会場の開設

開設期間

2月18日(月)～3月15日(金)

受付：8時30分～16時

ところ・問合せ／朝霞税務署 ☎048(467)2211

※相談内容が複雑な場合は、15時までにお越しください。

相談が17時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※駐車スペースが限られているため、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

※自宅のパソコンで申告書が作成できます。詳しくは国税庁ホームページへ

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

税理士による還付申告書作成無料相談会

2月4日(月)～2月8日(金)

会場：にいざほっとぴらざ

10時～11時30分

13時30分～15時30分

※駐車場はありません。また、初日、2日目は大変混雑します。

※2月1日(金)から15日(金)まで、各税理士事務所でも実施します。相談時間などは税理士会朝霞支部事務局でご確認ください。

対象／平成30年分の給与と年金収入が800万円以下の人で次のいずれかに該当する人

- ・給与所得者で医療費控除を受ける人
- ・年の途中で退職し、年末調整が済んでいない人(退職所得のある人は除く)
- ・公的年金を受給している人

※給与または年金以外の所得がある人は、受付できません。

持ち物／平成30年分の源泉徴収票、医療費控除の明細書及び領収書、国民年金・国民年金基金、生命保険料や地震保険料の控除証明書(原本)、社会保険料(国民健康保険税など)の金額がわかるもの、印鑑、預貯金の口座番号(申告者名義)がわかるもの、昨年申告した確定申告書の控え

※記載漏れなどを確認するために領収書を持参することをお勧めします。

※あらかじめの集計計算をお願いします。

問合せ／税理士会朝霞支部事務局 ☎048(465)0025 ☎048(468)1043